

様

# ご提案書

医療保険CURE <キュア>

募集代理店

引受保険会社



ORIX

**オリックス生命保険株式会社**

本社 / 東京都新宿区西新宿2-3-1 〒163-0923  
新宿モリス  
TEL : 03-5326-2600

取扱支社 / 東京西支社

東京都新宿区西新宿2-3-1 〒163-0913  
新宿モリス13階  
TEL : 03-5326-2623

このご提案書には、お申し込みいただく商品について特にご理解いただきたいことがらを記載した『契約概要』が含まれています。お申し込みにあたっては、保険契約全般に関する注意事項を記載した『注意喚起情報』とともに、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

# 契約概要

この書面は、ご契約いただく商品について特にご理解いただきたい内容について記載しております。お申し込みにあたっては、保険契約全般に関する注意事項および給付金等を支払わない場合等の不利益事項を記載した「注意喚起情報」とあわせて、必ずご確認くださいませようお願いいたします。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

契約者様	_____様
被保険者様	35歳 女性

## プラン

保険種類	保険期間	払込期間	払込方法	給付金額	保険料
七大生活習慣病入院保険	終身	終身	口振 月払	日額 5,000円	530円
入院医療特約	終身	終身	口振 月払	日額 5,000円	1,305円
払込保険料合計					1,835円
参考保険料	半年払	10,910円		年払	21,450円

## 保険の仕組・保障内容について

### 仕組図



「CURE<キュア>」は、主契約の「七大生活習慣病入院保険」に「入院医療特約」を付加した商品です。入院された場合、入院給付金や手術給付金をお支払いして、医療費等をカバーします。所定の生活習慣病\*による入院はもちろん、それ以外の病気や、ケガによる入院も保障します。死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金はありません。また、「三大疾病充実保障プラン」にはさらに「三大疾病治療一時金特約」が付加されており、がん・脳卒中・急性心筋梗塞で入院された場合には、一時金をお支払いします。

\*所定の生活習慣病とは次の通りです。

がん(上皮内新生物・悪性新生物) 心疾患 高血圧性疾患 糖尿病 脳血管疾患 肝硬変 慢性腎不全

詳細は「ご契約のしおり/約款」別表2にてご確認ください。

支払事由	支払限度		給付金額	
	1入院	通算		
入院	病気・ケガで治療のため入院したとき 日帰り入院より <日額×入院日数> [疾病・災害入院給付金]	60日限度	1,000日限度	日額 5,000円
入院	所定の生活習慣病で治療のため入院したとき 日帰り入院より <日額×入院日数> [七大生活習慣病入院給付金]	120日限度	1,000日限度	日額 5,000円
手術	所定の手術を受けたとき<疾病・災害入院給付金日額の20倍> [手術給付金]			100,000円
三大疾病	・がんと診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたとき。 ・急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として入院を開始されたとき。 [三大疾病治療一時金]			0円

## 保障内容

給付金	支払事由	支払金額	支払限度
七大生活習慣病入院給付金 [主契約]	所定の生活習慣病を直接の原因として入院されたときにお支払いします。	七大生活習慣病入院給付金日額 × 入院日数 < 日帰り入院から保障 >	1入院:120日 通算:1,000日
疾病入院給付金 [入院医療特約]	所定の生活習慣病以外の病気を直接の原因として入院されたときにお支払いします。	入院給付金日額 × 入院日数 < 日帰り入院から保障 >	1入院:60日 通算:1,000日
災害入院給付金 [入院医療特約]	不慮の事故を直接の原因として入院されたときにお支払いします。	入院給付金日額 × 入院日数 < 日帰り入院から保障 >	1入院:60日 通算:1,000日
手術給付金 [入院医療特約]	所定の手術を受けられたときにお支払いします。	入院給付金日額 × 20倍	支払限度なし
三大疾病治療一時金 [三大疾病治療一時金特約] 「三大疾病充実保障プラン」 の場合のみ	がんと診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたとき、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として入院を開始されたときにお支払いします。	三大疾病一時金額	2年に1回を限度とします。

給付金、一時金のお支払いは、いずれも責任開始時以後に生じた病気、または不慮の事故に限ります。

ただし、がんについての三大疾病治療一時金はがん責任開始日以後のがんに限るものとします。

2種類以上の手術を同時に受けた場合には、1回の手術とみなして手術給付金をお支払いします。対象となる手術は「ご契約のしおり/約款」別表8に記載しております。

給付金をお支払いしない場合の概要は「注意喚起情報」を、詳細は「ご契約のしおり/約款」にてご確認ください。

被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故の場合、自覚症状のみの(他覚所見のない)むちうち症や腰痛(原因を問いません)で入院(原因を問いません)された場合などは保障の対象にはなりません。

### 特にご注意くださいこと

#### 入院給付金について

1日の入院に対して七大生活習慣病入院給付金、疾病入院給付金および災害入院給付金は重複してお支払いいたしません。七大生活習慣病以外の原因で入院され、その間に七大生活習慣病を併発された場合は、入院を開始された日から七大生活習慣病を原因として入院されていたものとみなします。(ただし、高血圧性疾患を併発された場合を除きます。)

2回以上の入院をし、「それぞれの入院の原因が同一のとき」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係があるとき」は1回の入院とみなすことがあります。(併発している原因を含めます。)

**【例1】 初回:腹膜炎で30日分の疾病入院給付金を支払済み      2回目:糖尿病と腹膜炎で120日入院**

2回目の入院で併発している腹膜炎が初回の入院の原因と同一であるため、2回の入院を1回の入院とみなします。1回の入院に対する七大生活習慣病入院給付金の支払限度は疾病入院給付金の支払日数を含め120日のため、2回目の入院の七大生活習慣病入院給付金のお支払は90日分となります。

**【例2】 初回:腹膜炎と糖尿病で120日分の七大生活習慣病入院給付金を支払済み      2回目:腹膜炎で30日入院**

初回の入院で併発していた腹膜炎が2回目の入院の原因と同一であるため、2回の入院を1回の入院とみなします。1回の入院に対する七大生活習慣病入院給付金の支払限度は疾病入院給付金の支払日数を含め120日のため、2回目の入院の疾病入院給付金のお支払はありません。

初回の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に2回目の入院をされた場合、2回目の入院は新たな入院とみなします。

#### 入院医療特約について

特約の入院給付金日額は主契約の七大生活習慣病入院給付金日額と同額となります。  
特約のみの解約は取り扱いません。

#### 三大疾病治療一時金特約について

三大疾病治療一時金特約のがんについての保障は、特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(がん責任開始日)から開始します。(特約の復活に際しては、最後の特約の復活の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。)

被保険者が、がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、契約者または被保険者の知、不知にかかわらず、がんによる三大疾病治療一時金はお支払いしません。

## 保険期間・保険料払込期間について

保険期間は終身です。保険料払込期間は55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済または終身払からお選びいただけます。

## 保険料について

- ・ご契約の保険料は、ご契約の内容・性別・契約年齢・契約日(=計算基準日)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合等には保険料が異なる場合がありますので予めご了承ください。
  - ・被保険者が不慮の事故により所定の障害状態(片眼失明、両耳聴力喪失など)に該当されたとき、または病気や不慮の事故で所定の高度障害状態(両眼失明など)に該当されたときは、将来の保険料の払い込みが免除されます。
- 保険料の払い込みを免除しない場合についての概要は「注意喚起情報」を、詳細については「ご契約のしおり/約款」でご確認ください。

## 付加できる特約について

この商品にあらかじめ付加されている「入院医療特約」・「三大疾病充実保障プラン」に付加されている「三大疾病治療一時金特約」以外に付加できる特約はありません。

## 配当金について

この商品に配当金はありません。

## 解約払戻金について

[七大生活習慣病入院保険・入院医療特約]

・終身払の場合:解約払戻金はありません。

・保険料払込期間が終身払以外の場合:保険料払込期間中は解約払戻金がありません。保険料払込期間経過後で、かつ、すべての保険料をお払い済み済みの場合には、七大生活習慣病入院給付金日額および入院給付金日額のそれぞれ10倍の解約払戻金となります。

[三大疾病治療一時金特約]

保険期間を通じて解約払戻金がありません。

## その他の注意事項について

- ・給付金の支払事由に該当する被保険者の数、または入院日数が予定より著しく増加する場合で特に会社が必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約(付加されている特約を含みます)の保険料率を変更することがあります。
- ・保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

引受保険会社 オリックス生命保険株式会社 本社/〒163-0923 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス  
TEL.03-5326-2600 <http://www.orix.co.jp/ins/>